

奈良県告示第二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年九月三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 解除に係る保安林の所在場所 生駒市門前町二四九六の九九から二四九六の一〇二
まで

二 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由 指定理由の消滅